

令和4年第12回（2022年第12回）
八街市農業委員会総会

令和4年12月6日
八街市農業委員会

令和4年第12回（2022年第12回）農業委員会総会

令和4年12月6日午後2時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- | | | |
|----------|---------|----------|
| 1. 山本重文 | 5. 古市正繁 | 10. 貫井正美 |
| 2. 佐伯みつ子 | 7. 藤崎 忠 | 11. 岩品要助 |
| 3. 中村勝行 | 8. 山本元一 | |
| 4. 今関富士子 | 9. 長野猛志 | |

<農地利用最適化推進委員>

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 繁田順一 | 7. 望月浩樹 | 14. 鶴澤良一 |
| 2. 糸久邦夫 | 8. 山本和秀 | 15. 高橋 猛 |
| 3. 井口智昭 | 9. 小山哲章 | 16. 中村宏之 |
| 4. 保谷研一 | 11. 小川正夫 | 17. 寺嶋邦夫 |
| 5. 浅羽宏明 | 12. 實川彰一 | 18. 石井一男 |
| 6. 師岡重良 | 13. 板倉 功 | |

2. 欠席者

<農業委員>

6. 円城寺伸夫

3. 事務局

事務局長	小川正一	副主幹	齋藤康博
副主幹	及川透	主査	市原ふみよ

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 軽微な農地改良事業適合証明の交付について
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の承認について

5. その他

報告第 1 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による農地転用の届出について

報告第 2 号 農地法施行規則第 53 条第 1 1 号の規定による農地転用の届出について
(電気事業者)

○小川事務局長

開会を宣す。（午後2時00分）

○岩品会長

令和4年第12回総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、委員多数のご出席をいただき、ありがとうございます。

月日のたつのは早いもので、令和4年最後の総会となりました。私が自分なりに、今年、振り返ったとき、何がよかったかなと思いますと、やはり、災害がなかったこと、また、個人的に言えば、健康で農作業をやってこられたということ。それが一番かなと私は思います。各委員の皆様はどんな1年だったのでしょうか。ちょっと振り返ってみるのもいいかもしれません。

先月の27日に、3年ぶりに八街市の産業まつりが開催されました。私も産業まつりには副実行委員長ということをお任せつかっておりますので、毎年、産業まつりのときには、共進会で品物を出すんですけども、私の場合は、落花生をここ何年かずっと出していたんですけども、2回、3回ぐらいは入賞したんですけども、今年は残念ながら入賞はできませんでした。しかし、農業委員の長野委員のニンジンが、千葉県知事賞ということで、最高の賞を受賞しました。長野さん、おめでとうございます。私も、落花生300グラムなんですけども、南京袋2、3本の中から300グラムの落花生を選ぶんですけども、一つ一つを見ると、小さなしみがあつたりとか、結構ハードルが高いというか、大変な作業なんですけど。一つ一つ歯ブラシで洗って出したんですけども、落花生より、今度、長野さんに出品するポイントを教えてもらって、来年はニンジンにしようかなと思ったり、個人的には思っているところです。

委員の皆様は、産業まつりに行かれた方、いらっしゃいますか。時間を作って、来年の話になりますけども、一度、行ってみてはどうかと思います。

天気予報によると、10日過ぎ頃から、大分寒さが厳しくなるようでございます。体調管理にはしっかり気を付けていただき、新しい新年、いい年を迎えてください。

それでは、今月の案件は、農地法第4条、5条、本体で13件、5条計画変更3件、その他議案2件が提出されております。

慎重審議をお願いし、開会の挨拶とします。

ただいまの出席農業委員は10名です。委員定数の半数以上に達していますので、この総会は成立しました。

また、農地利用最適化推進委員の出席は17名です。

なお、農業委員の円城寺委員より、欠席の届けがありましたので報告します。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

小川事務局長、お願いします。

○小川事務局長

それでは会務報告をいたします。

11月10日木曜日、午後1時30分から、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、長野班長、佐伯委員で実施いたしました。

1 1月17日木曜日、午後1時から、令和4年度経営力強化・農地集積促進シンポジウムを、千葉市青葉の森公園芸術文化ホールで開催され、岩品会長、長野班長、山本重文班長、山本元一班長が出席しております。

1 1月18日金曜日、午後1時30分から、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、山本重文班長、円城寺委員で実施いたしました。

1 1月27日日曜日、午前9時から午後3時まで、第45回八街市産業まつりを八街中学校会場で開催されました。岩品会長が出席しております。

1 1月30日水曜日、午後1時30分から、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、山本重文班長、今関委員、円城寺委員で実施いたしました。

1 2月2日金曜日、午後1時30分から、調査委員会面接調査を調査委員会調査班第2班、山本重文班長、今関委員、円城寺委員、貫井副会長で実施いたしました。

以上です。

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。今回は、議席番号9番、長野委員、10番、貫井委員にお願いします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

及川副主幹、お願いします。

○及川副主幹

それでは3ページをご覧ください。議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字置里地先、地目、畑、面積1,726平方メートルのうち327.87平方メートル。転用目的、貸家(1棟)用地。転用事由、娘より、独立したいとの希望があったことから、利便性が相互にある自宅近隣に住宅を建築し、娘を住ませたいというものです。農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域にある農地であり、第3種農地に該当します。

番号2、所在、八街字大関台地先、地目、山林現況畑、面積662平方メートルのうち485.44平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、息子達と同居しているが、手狭なため専用住宅を建築し居住したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地に該当します。

番号3、所在、八街字大関台地先、地目、山林現況畑、面積309平方メートル。転用目的、資材置場用地。転用事由、現在、土木業を営んでいるが、資材置場がなく業務に支障があるため、資材置場を整備し、利用したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象とな

っていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地に該当します。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたが、議案第1号2番、3番は議案第3号4番に関連しておりますので、後ほど、議案第3号で担当委員の井口委員、調査報告をお願いします。

それでは、議案第1号1番について、浅羽委員、調査報告をお願いします。

○浅羽委員

それでは、議案第1号、農地法第4条の許可申請についてご説明させていただきます。

初めに立地ですが、申請地は榎戸駅より西に約50メートルに位置し、県道成東酒々井線に面しており、進入路は確保されております。

農地区分といたしましては、事務指針28ページ、④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地と判断できます。なお、当申請地は第1種住居地域になっております。

一般基準ですが、申請地は、権利者の娘さんより独立したいとの希望があったことから、利便性が相互にある自宅近隣に住宅を建設し、娘さんを住ませたいとのことです。資金については自己資金で賄うとのことです。

なお、申請地の隣接する農地は、全て申請者の所有する農地になっております。そのため、日照、排水、通風への影響は少ないものと思われまます。

続いて、用水については市営水道を引き込み使用、排水は市営下水道にて県道本管への接続、雨水につきましては宅内浸透処理とのことです。工事中はガードマン、大型車両の出入りの制限、仮囲い等の処理を行いますということです。敷地についてはブロック積み工事、敷地区画を明確に行うということです。

以上のことから、当案件は何ら問題ないものと思われまます。

調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第1号1番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可相当で決定します。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

及川副主幹、お願いします。

○及川副主幹

それでは、4ページをご覧ください。議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、番号2は関連しておりますので、一括してご説明いたします。番号1、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積83平方メートルほか1筆、計2筆の合計147平方メートル。当初目的、専用住宅用地。変更後の目的、専用住宅用地。番号2、所在、地目同じく、面積33平方メートル。当初目的、通路用地。変更後の目的、専用住宅用地。当初計画が実行できなかった事由及び変更するに至った事由は、当初、自宅建築及び自宅建築に伴う通路を整備する予定であったが、事情により計画がなくなったためというものです。承継者の事由は、現在、マンションに居住しているが、子どもの成長に伴い手狭なため、妻の実家に隣接する当該申請地に専用住宅を建築し居住したいというものです。農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地と判断されます。

番号3、所在、滝台字滝台地先、地目、畑、面積859平方メートル。当初目的、専用住宅用地。変更後の目的、資材置場用地。当初計画が実行できなかった事由及び変更するに至った事由は、当初、子どもが居住する住宅を建築する予定であったが、事情により計画がなくなったためというものです。承継者の事由は、現在、合併浄化槽及び蒸発拡散装置の設計施工を主に営んでいるが、既存の資材置場が手狭なため、既存施設に近接する当該申請地を取得し、資材置場として利用したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地に該当します。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたが、議案第2号1番、2番は議案第3号1番から3番、及び議案第2号3番は議案第3号9番に関連しておりますので、後ほど、議案第3号で担当委員の繁田委員、並びに小川委員、調査報告をお願いします。

次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

及川副主幹、お願いします。

○及川副主幹

それでは、5ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。番号1から番号3は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積148平方メートル。転用目的、専用住宅用地。番号2、区分、所在、地目、同じく、面積83平方メートルほか1筆、計2筆の合計147平方メートル。転用目的、同じです。番号3、区分、所在、地目、同じく、面積33平方メートル。転用目的、同じです。事業全体の申請地、計4筆となり、合計面積328平方メートルとなります。転用事由、現在、マンションに居住しているが、子どもの成長

に伴い手狭なため、妻の実家に隣接する当該申請地に専用住宅を建築し居住したいというものです。農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地と判断されます。

番号4、区分、使用貸借、所在、八街字大関台地先、地目、山林現況畑、面積662平方メートルのうち176.56平方メートル。転用目的、資材置場用地。転用事由、現在、土木工事業を営んでいるが、資材置場がなく業務に支障があるため、資材置場を整備し、利用したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地に該当します。なお、本案件及び議案第1号2番、3番につきましては、全て隣接しており、同一の造成計画となっております。全体の申請面積の合計が971平方メートルとなります。これは、500平方メートルを超える埋立てとなり、八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例に該当し、調整が必要になりますので、その旨、意見を付すことが妥当と思われる。

番号5、区分、売買、所在、八街字南富士見地先、地目、畑、面積330平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、市外のアパートに居住しているが、実家も勤務先も市内であるため、結婚を機に、当該申請地に専用住宅を建築し居住したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地に該当します。

番号6、区分、売買、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積2,050平方メートル。転用目的、駐車場及び資材置場用地。転用事由、現在、空調設備の製造・販売及び設置業を営んでいるが、駐車場及び資材置場が手狭なため、隣接する当該申請地を取得し、駐車場及び資材置場として利用したいというものです。農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地と判断されます。

番号7、区分、売買、所在、山田台字宮ノ原地先、地目、畑、面積963平方メートルほか2筆、計3筆の合計1,441平方メートル。転用目的、太陽光発電設備用地。転用事由、当該申請地に、太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地に該当します。

番号8から番号10は関連しておりますので、一括してご説明いたします。番号8、区分、売買、所在、滝台字滝台地先、地目、畑、面積2,330平方メートル。転用目的、資材置場用地。番号9、区分、所在、地目、同じく、面積859平方メートル。転用目的、同じです。番号10、区分、所在、地目、同じく、面積595平方メートル。転用目的、同じです。全体事業の申請地は計3筆となり、合計面積3,784平方メートルとなります。転用事由、現在、合併浄化槽及び蒸発拡散装置の設計施工を主に営んでいるが、既存の資材置場が手狭なため、既存施設に近接する当該申請地を取得し、資材置場として利用したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地に該当します。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第3号1番から3番及び議案第2号1番、2番について、繁田委員、調査報告をお願いします。

○繁田委員

議案第3号1番から3番、議案第2号1番、2番は関連しているため、一括して調査報告します。

まず、立地基準ですが、市役所より北方向へ約2.2キロメートルに位置し、八街市道より進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針26ページ、②の㉔に該当するため、第1種農地と判断しました。第1種農地の場合、事務指針30ページ、②の㉔の(エ)による例外に該当します。

次に、一般基準ですが、本申請は、当初、自宅を建築予定であったが、事情で建築がなくなった義務者から、権利者が当該申請地を譲り受け、専用住宅を建築するというものです。計画面積328平方メートルであり、面積妥当と思われます。次に、資金の確保につきましては、自己資金及び借入金で賄う計画です。申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

また、既にある擁壁を利用し、土砂等の流出を防ぐ計画となっております。

事業計画では、用水は上水道、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽及び敷地内処理槽により敷地内処理する計画です。

権利者は、現在、マンションに居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭なため、妻の実家に隣接する当該申請地に専用住宅を建築し居住したいとの必要性も認められ、許可後、速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号4番、5番、及び議案第1号2番、3番について、井口委員、調査報告をお願いします。

○井口委員

議案第1号2番、第1号3番、第3号4番について、これらの案件は申請地が隣接する2つの農地で、所有者が個人と個人が経営する会社であることから、関連案件として調査報告します。

議案第1号2番について、まず、立地基準ですが、申請地は八街駅より西へ約2.1キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は、専用住宅用地ということですが、申請面積は662平方

メートルのうち485.44平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われま。資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画となっております。申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障について、雨水処理のため、区域の外周部に素掘り側溝を設ける。法面に樹脂吹き付けをするなど、対策を行うので、隣接地に支障を来すことはないと思われま。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者は、現在、息子たちと同居しておりますが、手狭なため、本人が営む会社が使用する資材置場予定地の隣接である権利者所有の当該申請地に専用住宅を建築し居住したいとの理由もあり、必要性についても認められ、併せて、許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

続きまして、議案第1号3番、第3号4番について、両案件の土地の位置は、先ほど報告した第1号2番の隣接地と、第1号2番の一部であり、立地基準と農地区分は同様になります。

次に、一般基準ですが、本申請は、資材置場ということですが、申請面積は309平方メートルと662平方メートルのうち176.56平方メートルで、合わせて485.56平方メートルであり、土地利用計画図と照らし合わせて、面積妥当と思われま。資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画となっております。申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障について、議案第1号2番と同様な対策を行います。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者は、土木業を営んでおりますが、これまで資材置場を所有しておらず、業務に支障があるため、会社が所有する申請地と隣接する義務者所有地の一部を使用貸借し、資材置場として整備し利用したいとの理由もあり、必要性についても認められ、併せて、許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

なお、これらの許可申請にあたり、顛末書が提出されております。当該申請地について、地目が山林であったことから、農地に指定されていることに気づかずに、購入し造成工事を行った。市農業委員会から農地であるとの指摘を受け、手続を行うものであるとのことですが、立地基準、一般基準ともに全ての案件は問題のないものと思われま。

続きまして、議案第3号5番について調査報告します。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅より南西へ約1.8キロメートルに位置し、公衆用道路に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針26ページ、②の㉔に該当するため、第1種農地として判断いたしました。第1種農地の場合、事務指針30ページ、②の㉔の(エ)による例外に該当しません。

次に、一般基準ですが、本申請は、専用住宅用地ということですが、申請面積は330平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われま。資金の確保につきまし

ては、借入金で賄う計画となっております。申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障について、汚水雑排水は浄化槽を用いてきれいな状態で敷地前のU字溝に放流する。敷地周囲をブロックで囲い、土砂流出を防止する。また、ブロックのみでフェンスは設置しないため、日照、通風ともに影響はなく、隣接地に支障を来すことはないと思われま

す。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者は、現在、市外のアパートに居住していますが、実家も勤務先も市内であるため、結婚を機に当該申請地に専用住宅を建築し居住したいとの理由もあり、必要性についても認められ、併せて、許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号6番について、保谷委員、調査報告をお願いします。

○保谷委員

議案第3号6番、農地法第5条申請に係る調査結果について報告します。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所より南に約4.3キロメートルに位置し、進入路は国道409号に面しており、確保されております。

農地区分としては、良好な営農条件を備えている農地ですので、事務指針26ページ、②の㉔に該当するため、第1種農地と判断しましたが、この案件について、第1種農地の場合の事務指針30ページ、②の㉔（オ）による例外に該当するものと思われま

す。次に、一般基準ですが、本申請は、資材置場及び駐車場用地ということで、申請面積は2,050平方メートルであり、面積妥当と思われま

す。次に、周辺農地の営農条件への支障についてですが、申請地は更地の資材置場及び駐車場であり、施設がないため、日照、通風等に環境的な変化はないものと考えま

す。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者は事業の拡大に伴い、既存の作業敷地が狭く、安全上のことも考慮し、隣の農地を購入、資材置場、駐車場として敷地を拡大するものです。隣接地にある申請地が利便性がよいとのことでもあり、許可後、速やかに事業を行うものと判断しま

す。これらのことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号7番について、板倉委員、調査報告をお願いします。

○板倉委員

それでは、議案第3号7番、農地法第5条の規定による許可申請について調査報告をします。立地基準ですが、二州小学校より西へ約2キロメートルに位置しており、市道に面して、進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断しました。

建設用地内に、メンテナンスのため車の駐車スペースを取り、面積妥当と思われます。自己資金及び借入金で賄い、許可後は事業計画書にのっとり、速やかに行うものと思います。

現在の建物を解体し、土地を更地にし、土砂を搬入せず、転圧によって周囲と同じ高さにするとのことです。

用水はなし、汚水雑排水も発生せず、雨水は敷地内自然浸透による処理とのことです。また、隣接する農地の耕作者より、既に建築、設置され、隣接している太陽光発電設備の影響はないから、同様に設置してくれればよいとの承諾を得ているようです。工事中は必要に応じてガードマンを設置し、施工後は周囲にフェンスを設置し、防災に努めるとのことです。

これらのことから、立地基準、一般基準、何ら問題がないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号8番から10番及び議案第2号3番について、小川委員、調査報告をお願いします。

○小川委員

それでは、議案第2号3番、計画変更の件、それから、議案第3号8、9、10番について、調査報告をいたします。

まず、この立地基準ですけれども、国道126号線から二州小学校の前を通る直線道路は、国道409号に接続しますが、その交差点から手前100メートルほどの東側に位置します。

権利者の会社は、はず向かいになりますけれども、この道路の西側、やや南に位置し、事業としては資材置場として本土地を購入し、利用したいということでございます。計画面積としては3,784平方メートル、3筆ということになります。いずれも農用地外の指定を受けて、許可を受けております。これはそういうことで、第2種農地に当たります。

一般基準としては、権利者は皆さんよくご存じの、浄化槽関係の仕事を長くやっております、太陽光の面積では八街でも屈指ではないかなと思います。そういうことで、浄化槽の資材置場として手狭であるというのは、現況からも十分見て取れます。そのように、ここを碎石、転圧して、建物は建てないと。自然浸透で、汚水も発生しないということで、ブロック積み、フェンス貼りをして、出入りも、交通の用には、害にならない入り口を設けるということで、面積と自己資金でもやられるようで、特に問題となるところはございません。ということで、調査としては問題なからうということで、ご報告をさせていただきます。

以上です。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第3号1番から3番及び議案第2号1番、2番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第3号1番から3番及び議案第2号1番、2番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号4番及び議案第1号2番、3番を土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例との調整を条件に許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第3号4番及び議案第1号2番、3番は条件付き許可相当で決定します。

次に、議案第3号5番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、5番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号6番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、6番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号7番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、7番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号8番から10番及び議案第2号3番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第3号8番から10番及び議案第2号3番は許可相当で決定します。

次に、議案第4号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてを議題とします。

事務局、説明願います。

及川副主幹、お願いします。

○及川副主幹

それでは、8ページをご覧ください。議案第4号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字稲荷丘地先、地目、畑、面積18,131平方メートルのうち1948.1平方メートル。目的、軽微な農地改良をするため、優良土の単純埋立てを行うものです。工事期間は令和4年10月15日から令和5年1月14日までです。なお、本件につきましては、既に着工済であります。但し、当局の指導により、始末書を添付させ、書類の提出を求めたものであります。

番号2、所在、八街字稲荷丘地先、地目、畑、面積18,131平方メートルのうち2914.5平方メートル。目的、軽微な農地改良をするため、優良土の単純埋立てを行うものです。工事期間は令和4年6月16日から令和4年9月15日までです。なお、本件につきましては、既に完了済ですが、追認を行う必要があることから、当局の指導により、始末書を添付させ、書類の提出を求めたものであります。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

議案第4号1番、2番について、井口委員、調査報告をお願いします。

○井口委員

議案第4号1番、軽微な農地改良事業適合証明の交付についての調査結果について報告します。

本件土地は、中央公民館の南西約800メートルに位置し、主要地方道千葉八街横芝線の沿線にある畑です。本件土地は主要地方道千葉八街横芝線からおおむね1メートル程度低くなっており、大雨の際には県道から雨水が大量に流入し、耕作が困難な土地であり、本件土地を經由して、近隣の畑へ雨水が流出している状況です。

今回の計画は造成する必要性も認められ、面積、搬入する土砂についても問題ないものと思われま

す。よって、軽微な農地改良事業に該当するものと判断しました。なお、本案件は既に着工済ですが、事務局の指導により、始末書を添付させての証明願いとっております。

続きまして、議案第4号2番について報告します。

本件土地の位置は、先ほど報告した番号1の近隣地であり、状況についても番号1と同様になります。

本案件につきましても、造成する必要性も認められ、面積、搬入する土砂についても問題ないものと思われま

す。よって、軽微な農地改良事業に該当するものと判断しました。また、本案件につきましては

既に完了しておりますが、事務局の指導により、始末書を添付させ、追認という形式での証明
願いとなっております。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

どうぞ、保谷委員。

○保谷委員

すみません。軽微な農地改良という言葉を使っていますけども、その規制の内容は1メー
トル以上とかなるからですか。すみません。

○岩品会長

及川副主幹、お願いします。

○及川副主幹

おおむね3, 000平方メートル以下、埋立ての高さが1メートル以下、単純埋立てで行う
場合ということになっています。

○保谷委員

そうですね。それで、結構です。分かりました。

○岩品会長

ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第4号1番、2番を交付することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番、2番を交付することに決定します。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題とします。

最初に、議案第5号1番は、調査委員会案件です。調査班第2班が担当したので、山本重文
班長から調査報告をお願いします。

○山本重文委員

農用地利用集積計画(案)の承認について、議案第5号1番につきましては、調査委員会調
査班第2班が担当しましたので、ご報告申し上げます。

所在、八街字萩野、地目、畑、面積、4, 746平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、
期間は5年、再設定です。

この調査につきましては、12月2日午後1時半より、面接調査を行いました。調査委員は、
調査班第2班の私と、円城寺委員、今関委員、貫井副会長、事務局からは、齋藤副主幹、農政
課からは吉岡主任主事、権利者で行いました。

まず、今回の申請地につきましては、今年度はソバを作付けし、収穫を行った。来年度はサツマイモも作付けする予定であります。一部、水がつく部分については作付けしないとのことでした。

今回の調査委員会を行った理由として、権利者については、耕作は行っているが、管理が不十分なことから苦情が寄せられる農地があること、また、貸借している農地について、耕作が十分でない箇所が見受けられることから、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていないと考え、調査委員会を開催いたしました。

調査委員会の面接内容ですが、まず、権利者が昨年12月26日、交通事故のため、今年の10月頃まで仕事ができない状況にあり、知人を頼んで管理していたが、行き届かない場所が数か所あったため、苦情が寄せられたと思いますということでした。今後、弟を含め、日本人3人、外国人10人で迷惑がかからないように耕作をしていくとのことでした。

以上の内容から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられることから、調査班第2班としては、承認相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号1番を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は承認することに決定します。

次に、議案第5号2番から6番について、事務局説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

引き続き、議案第5号、農用地利用集積計画(案)の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和4年11月25日付けで八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号2、所在、勢田字押、地目、畑、面積2,479平方メートル、利用権の種類は使用貸借権、期間は10年、再設定です。

番号3、所在、勢田字北、地目、畑、面積2,819平方メートル、利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、再設定です。

番号4、所在、東吉田字平井、地目、畑、面積7,246平方メートルのうち5,300平方メートル、利用権の種類は使用貸借権、期間は10年、再設定です。

番号5、所在、東吉田字迎ヒ、地目、畑、面積2,552平方メートル、利用権の種類は使

用貸借権、期間は5年、再設定です。

番号6、所在、東吉田字荒老、地目、畑、面積2, 241平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積12, 846平方メートル、利用権の種類は賃借権、期間は5年、再設定です。

ただいまご説明いたしました番号2から6の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号2番から6番を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番から6番は承認することに決定します。

次に、報告第1号及び第2号についてを議題とします。

事務局、説明願います。

及川副主幹、お願いします。

○及川副主幹

それでは、11ページをご覧ください。報告第1号、農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字稲荷丘地先、地目、畑、面積18, 131平方メートルのうち75.05平方メートル。目的、土堰堤用地。事業内容、当該農地南側に接している県道からの雨水等の流入を防止するため、土堰堤を設置したいとのこと。

以上です。

続きまして、12ページをご覧ください。報告第2号、農地法施行規則第53条第11号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。こちらは、電気事業者からの届出です。

本案件は、本体である鉄塔用地と、鉄塔を建設するために工事用地として一時転用を行う事業となります。番号をまたいだ説明となってしまいますが、ご了承願います。

番号1、所在、八街字猿ヶ久保地先、地目、畑、面積4, 181平方メートルのうち398.52平方メートル。目的、鉄塔用地です。こちらは恒久転用になります。本件を建設するにあたり、工事用地として令和6年10月31日まで一時転用を行うのが、番号5番から9番及び19番となります。5番から9番、19番です。

続きまして、番号2、所在、八街字神林地先、地目、畑、面積、登記面積958平方メートル、実測面積、958.69平方メートル。目的、鉄塔用地です。本件を建設するにあたり、工事用地として関係する農地はありません。

番号3、所在、八街字夕日丘地先、地目、畑、面積、16,799平方メートルのうち102.89平方メートル。目的、鉄塔用地です。こちらが本体です。本件を建設するにあたり、工事用地として令和6年10月31日まで一時転用を行うのが、番号10番から12番及び14番、15番となります。番号10から12、及び14番、15番となります。

番号4、所在、八街字夕日丘地先、地目、畑、面積、4,925平方メートルのうち143.50平方メートル。目的、鉄塔用地です。本件を建設するにあたり、工事用地として令和6年10月31日まで一時転用を行うのが、番号13番、16番から18番となります。13、16から18となります。

以上です。

○岩品会長

ただいまの報告第1号及び第2号は報告事項でありますので、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等ございますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質問がなければ、本日の議題審議は全て終了いたしました。事務局にお返しします。ご苦労さまでした。

○小川事務局長

閉会を宣す。(午後2時57分)

議事録署名人

議 長

9 番

1 0 番